

道路構造例(設計速度)

区分		設計速度(単位 1時間 につきキロメートル)	やむをえない場合は 設計速度の引き下げ
第1種	第1級	120	100
	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50 又は 40
第3種	第1級	80	60
	第2級	60	50 又は 40
	第3級	60、50 又は 40	30
	第4級	50、40 又は 30	20
	第5級	40、30 又は 20	
第4種	第1級	60	50 又は 40
	第2級	60、50 又は 40	30
	第3級	50、40 又は 30	20

道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)

最終改正:平成23年12月26日政令第424号より引用